

シイタケ共済の制度化に関する研究(Ⅰ)

九州大学農学部 吉良今朝芳
大賀祥治

はじめに

最近における食生活の高度化、多様化に伴ない、シイタケの需要は、近年飛躍的に増大し、シイタケ生産は農、山村における農林家の現金収入源として大きな比重を占めつつある。

ところが、シイタケ栽培過程においては、病害、菌害、虫害、気象災害等の様々な災害に遭遇する機会が多いため、その原因究明や防除の方法等に関する各種の試験研究のみならず、シイタケ災害に係る共済制度等の創設に対する要望がとみに高まっている。

このような状況に鑑み、シイタケ災害に関する各種の調査を通じてシイタケ災害による損失をてん補する制度＝共済制度の確立の可能性について検討を試みた。

1. 過去におけるシイタケ災害の実態

シイタケ栽培が戦後農民生産として定着し、昭和30年代にはいって全国各地で広くおこなわれるようになって、シイタケ生産をめぐる問題は数多く発生している。例えば、新産地では、①適品種の定着がみられず単位当たり収穫量が低いこと、②良質品「どんこ」の産地でありながら『塵馳銘柄』がなく安い価格になっていること、③労働効率の低位性など、また主産地に共通した問題としては、①原木不足、②経営規模の零細性、③生産の豊凶性、④害菌害虫被害の発生などであるが、現在生産者にとって緊急の課題のひとつは、シイタケ災害の問題である。

そこで、昭和30年代以降におけるシイタケ災害について文献等によって、その実態を調べてみると、九州地方におけるシイタケ災害は大きく2つの時期に区分できる。すなわちそのひとつは昭和30年代後半から40年代の前半にかけてのシイタケ種菌の活着不良による災害であり、いまひとつは、40年代後半から現在に至る菌害、虫害による災害である。しかし、このほかにもシイタケ災害としては、火災や水害あるいは雪害等の気象害によるホダ木の損傷やシイタケ栽培施設設備の焼失あるいは損壊による災害などがみられる。

これらのシイタケ災害のうち社会問題として大きく取り上げられたのは、種菌の活着不良による災害と菌

害、虫害による災害である。これらの災害に対する行政政策は、シイタケ再生産原本木資金利子補給事業として被害原本木に見合う新規原本木購入に要する経費に対してわずかばかりの利子補給がおこなわれた程度で、シイタケ生産者がうけた大きな被害額を保障するものではなかった。

2. 九州地方の菌害、虫害の発生状況

とくに近年、九州地方を中心に発生している殺生菌群（トリコデルマ、ヒポクレア）によるホダ木の被害は表-1にみるごとく、その被害は莫大である。

すなわち、昭和48年頃から宮崎県北山地で被害がみられ、49年をピークに大きな被害を出しているが、宮崎、大分、熊本の3県で、この4年間に被害総額37億5千8百万円、被害率8.3%に達しており、大きな問題となっている。つまり経営悪化による階層間格差の拡大や離脱農家がみられるのである。このことについては、すでに第32回日本林学会九州支部大会で「害菌被害とシイタケ経営のタイプ別動向」^{注1)}で詳細に報告しているので省略する。

また最近はこれらの害菌被害に加えて害虫（ハラアカコブカミキリ）の被害も表-2のとおり長崎県対馬地方のみならず大分県や福岡県にも発生し、新たな問題となっている。こうしてシイタケ農家は連発するシイタケ災害に苦慮している状況にある。

そこで、近年これらのシイタケ災害に対し被害をうけた生産者を救済するためシイタケ共済制度創設への要望が高まりつつある。例えばすでに大分県椎茸農業協同組合では『毎年地方自治体に対し「国、県および生産者の3者構成による椎茸共済制度』を実施するよう陳情書を提出している。また国においても昭和53年度よりシイタケ共済等の制度化の可能性の検討資料を得るために調査を開始しているのである。

ところが、シイタケ共済の制度化の方向をさぐる資料としては皆無に等しいため、われわれは、まず調査の手始めとして宮崎県北2ヶ町村においてシイタケ農家を3階層に分けて個別調査を試みたので、その概況を報告する。

^{注1)} 日林九支研、No. 30, 7~8, 1977

表-1 九州地方のシイタケ害菌被害状況

県名	年度	仕込み量	被害率	被害量	被害額
宮	49	182,677	20.0	36,600	1,013,000
	50	154,707	7.6	11,700	342,500
	51	161,613	4.5	7,379	240,733
崎	52	168,203	1.6	2,602	86,236
	49	215,066	14.6	31,481	760,707
	50	207,835	4.0	8,410	223,538
	51	177,396	5.8	10,313	335,173
大	52	187,031	3.1	5,718	196,127
	49	48,802	25.8	12,590	302,160
熊	50	28,907	6.5	1,866	50,382
	51	41,452	13.5	5,596	161,997
	52	68,164	2.2	1,483	46,000
計	49	446,545	18.1	80,671	2,075,867
	50	391,449	5.6	21,976	616,420
	51	380,461	5.7	23,288	737,903
	52	423,398	2.3	9,803	328,363
合 計		1,641,853	8.3	135,738	3,758,553

注) 3県の報告を集計したものである

表-2 大分県のシイタケ害虫被害状況（昭和52年）

町村名	総仕込み量	被害区域内仕込み量	被害量	被害率
直入町	6,107	5,000	480	9.6
久住町	4,898	2,000	90	4.5
朝地町	4,037	1,000	20	2.0
野津原町	2,569	300	10	3.3
計	17,611	8,300	600	4.9

注) 大分県：椎茸原本の害菌ならびに害虫防除対策より作成

3. シイタケ農家の実態(諸塙村)

シイタケ農家では自家労働力に比較的恵まれておらず、2～4人の構成で部門別投下労働量の過半をこのシイタケ部門に投入している。

水田および普通畑の所有面積は狭く、わずかばかりの茶園を保有しているものの現金収入の大半は乾シイタケで占めている。林野の所有規模は比較的大きく、しかもシイタケ原本木はT・Yの2haを除き8～20haも保有していて注目される。

シイタケの仕込み原本木は年々計画的に伐採されているが、樹種はコナラやシデから次第にクヌギの占める割合が高くなっている。また種駒の品種も2～3品種に統一されつつあり、1石当りの植菌量も450個から700個で少ない方である。

シイタケの銘柄はコウシンが70%を占めているものの市場価格は高く、すべて農協へ出荷している状況である。1戸当たりのシイタケ生産量は500kg～1,250kgとかなりの開きがみられ、シイタケ所得や1日当たり家族労働報酬、労働1日当たり収穫量などの労働効率に大きな開きがみられる。例えば1日当たり家族労働報酬をみると、生産規模の小さいN・A(500kg)は3,078円であるのに対して、比較的規模の大きいM・K(1,250kg)の10,570円やN・S(1,215kg)の12,694円など大きな開きがみられるのである。

シイタケ経営に対する今後の方向としては、規模拡大か少なくとも現状の規模は維持したい意向が多く、規模を縮少する考えの生産者はいない。

シイタケ災害については昭和36年以降42年まで毎年種駒不活着の災害をうけており、一部には43、44年にもみられたが、現在はほとんどなくなっている。

しかし、この災害にあって現在は菌害による災害が激発している。この菌害は経営規模の大小には余り関連なく、むしろ気象条件や原本の伏せ込み場所、その後の管理などとの関連でほとんどの農家が48年以降被害をうけており、その被害率も過去の災害に比較してもきわめて高いものである。

シイタケ共済の制度化に対する生産者の意見は調査農家のすべてがその必要性を感じているが、取上げられる災害の種類や災害認定の方法、掛金の問題など技術的な点でうまくいくかという疑問をいだいている農家が多い。

4. シイタケ共済の事例

群馬県シイタケ生産者災害共済事業が発足したのは、昭和42年度からである。昭和45年の事故発生件数は、262件であるが、この共済の認定対象は被災率が50%以上のものに限られるため、45年は被災率50%以下の75件(28.6%)が対象外になり、残り187件が認定され、共済金1,811千円が生産者に手渡されている。

昭和53年現在の群馬県椎茸農協の組合員数は3,900名余であるが、組合員のほとんどはこの共済に加入している。53年の共済積立額は760万円であり、種駒使用量38,000万個がその対象である。

共済掛金は生産者と種菌メーカーがそれぞれ醵出し、群馬県からは事務費として補助金が出ている。災害の査定はシイタケ災害共済事業事故調査審査会でおこなわれる。

このシイタケ共済事業は保障金額や被害率の算出などの点で改善すべき点もみられるが、しかし、この共済によって山村農家はシイタケ栽培への自信と栽培技術の向上がみられ、また系統共販への信頼と強化が図られるなど評価される面が多い。